

# 令和4年度分 市民税・県民税申告の手引き

市民税・県民税は、前年1月1日から12月31日までの1年間に生じた所得や控除の状況を、毎年申告していただくものとなっております。

この申告は、市民税・県民税の税額決定及び所得(非)課税証明書の交付のほか、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の算定、各種福祉手当の受給判定などを行うための必要な資料になりますので、申告書の提出が必要な方につきましては、必ず申告ください。

令和4年度分市民税・県民税につきましては、**令和4年3月15日(火)**が申告期限となりますので、本紙を参考に期限内に申告していただきますようお願いいたします。

## ●申告書の提出が必要な方

- 1、令和4年1月1日現在蕨市に居住している方
- 2、蕨市に居住していない方で、令和4年1月1日現在、市内に事業所、事務所又は家屋敷を有する方

次の方は申告書が送られてきても**提出の必要はありません。**

- (1) 税務署に対して**令和3年分の所得税の確定申告をした方又はされる方**
- (2) 令和3年中の収入が**給与のみ**で、勤務先から蕨市役所に「**給与支払報告書**」が提出されている方
- (3) 令和3年中の収入が**公的年金等のみ**で、「**公的年金等の源泉徴収票**」に記載の控除に関する情報に修正がなく、かつ生命保険料控除、医療費控除など**源泉徴収票にない控除を適用しない方**
- (4) 蕨市に居住している方の扶養親族や同一生計配偶者の方  
ただし、(4)に該当する場合においても、収入がある場合で(1)～(3)に該当しない方、所得金額が記載された非課税証明が必要な方、国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の加入者で各制度において申告が必要とされた方につきましては、申告が必要となります。

## ●提出方法

申告書及び本紙裏面にある記載方法を参照の上、記載もれがないよう必要事項をご記載ください。  
申告書の作成ができましたら、併せて同封の組立式返信用封筒を手順に従って作成し、完成した返信用封筒を使用し、蕨市税務課市民税係宛にお送りください。

- ※市民税・県民税の申告は**郵送での提出を推奨**しております。同封の組立式返信用封筒は、切手の貼付が不要となっておりますので、申告会場への来場が不要となる郵送での申告を、是非ご利用ください。
- ※受付票や添付資料の返却を希望される場合は、返送を希望する書類名を記載したメモ及び返送先の宛先を記載した切手貼付の返信用封筒を必ず同封してください。切手貼付の返信用封筒が同封されていない場合は、返送することができませんので、ご注意ください。なお、マイナンバー記載の書類について返却を希望する場合は、特定記録郵便で返却いたしますので、特定記録の加算料金(160円分)を加えた切手を貼付してください。

市民税・県民税申告の提出先 **蕨市役所 税務課市民税係** (同封の組立式返信用封筒をご使用ください)

## ●申告受付会場

申告書の提出は、同封の返信用封筒を使用した郵送での提出を推奨しておりますが、対面での申告を希望される方を対象に、時間指定の整理券による入場制限を設け、次のとおり受付会場を開設いたします。

### 〈時間指定の整理券の配付方法〉

- 事前予約 (スマートフォンやパソコンからの電子申請)  
整理券事前予約専用の申込みページから、希望の日程を選択してください。結果につきましては、後日eメールにて、「来場日時」及び「整理券番号」をお知らせします。当日会場入り口にて、「整理券番号」を確認させていただきますので、当日までeメールを削除しないようにお願いします。詳しくは、上記QRコードからご確認ください。  
※ご家族分など複数の方の申告をまとめて行う場合は、来場する代表者の方のみ予約の申込をしてください。
- 当日配付  
**事前予約の結果、時間指定の整理券に残数が生じた場合のみ**、当日整理券を各会場で配付いたします。  
**整理券の残数がない場合は**、申告受付会場に来場いただいても、**当日の受付ができません**ので、便利な事前予約をご利用ください。

市民税・県民税  
申告受付会場の  
事前予約はこちら



受付会場	開設期間	受付時間	事前予約の申込
<b>東公民館</b> (塚越3丁目19番13号) 蕨市コミュニティバス 「ぶらっとわらび」 東ルート⑩東公民館	2月7日(月) 8日(火)	午前9時から 11時30分まで  午後1時30分から 4時まで	<b>〈申込期間〉</b> 東公民館：1月4日(火)から2月3日(木)まで 自治会館：1月4日(火)から来場を希望する日の2日前(土・日・祝日を除く)まで <b>〈時間〉</b> 来場を希望する時間枠(1時間ごとに選択できます。)の中で、第1希望から第3希望まで入力できます。 <b>〈予約結果〉</b> eメールで結果を全員に送信します。 東公民館：2月4日(金)に送信 自治会館：2月1日(火)受付分までは2日(水)2月2日(水)以降の受付分は、原則として翌日から3月11日(金)まで随時  ※スマートフォン・パソコンで申込ができない方は、事前に税務課(TEL433-7707)へご相談ください。
<b>蕨自治会館</b> (中央5丁目13番2号) 蕨市コミュニティバス 「ぶらっとわらび」 南ルート⑦蕨自治会館前 東ルート④蕨自治会館前	2月16日(水)から 3月15日(火)まで  ※土・日・祝日を除く ただし、2月20日・ 27日の日曜日は開 場いたします。	午前9時から 午後4時まで	

**【会場の留意点】※必ずご確認ください**

★各会場へのお問い合わせはご遠慮ください。また、駐車場のご用意はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

★受付会場にて**午前8時30分に当日整理券の配付の有無等を提示**し、整理券に残数があった場合のみ午前8時35分から整理券を配付いたします(配付順は8時35分に抽選します)。**配付状況により、当日整理券の配付ができない場合もありますので、便利な事前予約をご利用ください。**

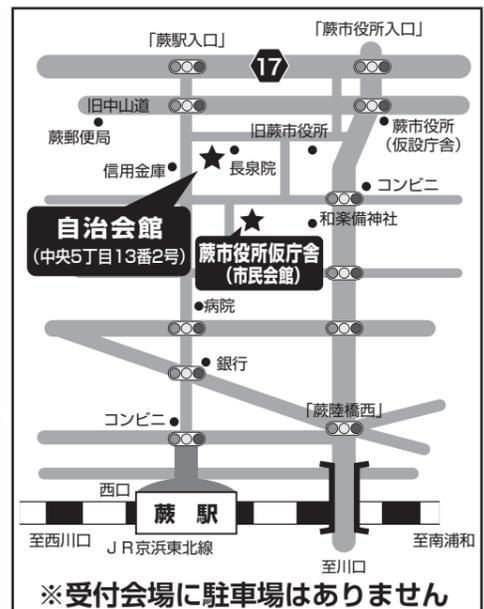
★東公民館のみ、関東信越税理士会西川口支部の税理士が所得税の申告相談に応じます。  
※簡易な内容の還付申告のみ(住宅借入金等特別控除の1年目、給与及び雑以外の所得、令和3年分以外及び準確定申告に関する申告は受付不可)

★マスクを着用し、できる限り少人数で来場してください。

★入場の際に、手指消毒及び検温を実施します。咳・発熱等の症状がある方は入場をご遠慮いただきます。

**【市民税・県民税についてのお問い合わせ】**

**【蕨市役所 税務課 市民税係】** 電話 048-433-7707  
蕨市中央4丁目21番29号 仮庁舎(市民会館3階多目的ホール)  
※申告受付会場の開設期間は職員が不在となるため、市役所窓口での対応は致しかねます。



## ●所得税及び復興特別所得税の確定申告・還付申告等について

- ◆**国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」が便利です!**  
国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと、混雑する税務署の確定申告会場に出向かなくてもパソコンやスマホから24時間いつでも確定申告書が作成できます。作成した申告書は、e-Taxで送信又は書面で印刷して郵送のいずれかにより提出できます。詳しくは、**e-Taxホームページへ(www.e-tax.nta.go.jp)**
- ◆**確定申告会場等のご案内**  
所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設します。令和3年分の確定申告は、申告会場の混雑緩和を図るため、**時間帯を指定した入場整理券を配付**します。入場整理券は、申告会場で配付(8時30分以降)しますが、国税庁LINE公式アカウントを通じたオンライン事前発行も行います(詳細は国税庁HPをご覧ください)。なお、状況によって、後日の来場をお願いする場合があります。また、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、本年は還付申告の方の申告相談を2月15日(火)以前でも受け付けます。

申告書の作成  
はこちらから!



期 間	申告会場	相談受付
1月21日から2月15日まで	西川口税務署別館	午前8時半から午後4時まで
2月16日から3月15日まで (SKIPシティ会場開設期間中は、税務署庁舎で申告相談を行っていません。)	SKIPシティ 産業技術総合センター1階多目的ホール	午前9時から午後4時まで
<b>交通アクセス</b>	JR京浜東北線：川口駅(バス)東口7～9番乗場、「川口市立高校」下車 JR京浜東北線：西川口駅(バス)東口5番乗場、「川口市立高校」下車	《駐車場は混雑しますので、公共交通機関をご利用ください。》
※土、日及び祝日を除きます。ただし、2月20日と2月27日の日曜日は開場します。 ※SKIPシティへのお問い合わせはご遠慮ください。またSKIPシティ会場では現金などの納付は取り扱っておりません。 ★確定申告会場には、マスクを着用し、できる限り少人数で来場ください。 ★入場の際に検温を実施します。咳・発熱等の症状のある方は入場をご遠慮いただきます。		
<b>確定申告についてのお問い合わせ</b>	<b>【西川口税務署】</b> 〒332-8654 川口市西川口4丁目6番18号 電話 048-253-4061(代表) ※この電話番号は電話がつながると音声案内が流れますので、御用件の内容に応じた番号をお選びください。	

### ③ 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬～⑭社会保険料控除・小規模企業共済等掛金控除  
 令和3年中にあなたやあなたと生計を一にする親族が負担すべき国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料、小規模企業共済制度第一種共済契約の掛金などを支払った場合、その金額を記載してください（※生計を一にする親族の年金から天引きされている国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料は除く）。なお、蕨市以外に納付された分については控除証明書などを添付してください。

⑮生命保険料控除  
 令和3年中にあなたや親族を受取人としている一般の生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料を支払った場合、各保険料の支払金額を記載し、控除証明書を添付してください。

⑯地震保険料控除  
 令和3年中にあなたやあなたと生計を一にする親族が有している家屋・家財などの生活資産に対する地震保険料を支払った場合、その金額を記載し、控除証明書を添付してください。また平成18年末までに締結した長期損害保険料には経過措置として、従前の損害保険料控除と同様の控除が適用されます。

⑰寡婦控除、⑱ひとり親控除  
 あなたが生計を同じとする子（総所得金額等が48万円以下）を有する単身者で、合計所得金額が500万円以下の場合には⑱の□にチェックをしてください。また、子以外の扶養親族のみを有している寡婦（配偶者と死別、離別、配偶者が生死不明、未帰還）で合計所得金額が500万円以下の場合、⑰の該当する□にチェックをしてください。なお、上記に該当しない場合でも、寡婦事由が離別以外の場合には合計所得金額が500万円以下であれば寡婦控除が受けられます。

⑲勤労学生控除  
 あなたが学生で合計所得金額が75万円以下であり、かつ、給与所得以外の所得金額が10万円以下の場合、学校名を記載し、学生証の写しなどを在学を証明するものを添付してください。

⑳障害者控除  
 あなた又はあなたの同一生計配偶者や生計を一にする扶養親族が障害者の場合には障害者の氏名及び手帳の種類と程度を記載し、障害者手帳などの写しを添付してください。介護保険制度に係る障害者控除に該当する方を扶養する場合、障害者控除対象者認定書を添付してください。

㉑～㉒配偶者控除・配偶者特別控除  
 令和3年中のあなたの合計所得金額が1,000万円以下の場合、令和3年12月31日現在あなたと生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合には配偶者控除が、配偶者の合計所得金額が48万円を超え133万円以下の場合には、配偶者の合計所得金額に応じて、配偶者特別控除が受けられます。配偶者に関する必要事項を記載してください。  
 なお、あなたの合計所得金額が1,000万円を超え、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合には控除は受けられませんが、配偶者が障害者控除の対象であった場合には、障害者控除のみ受けられます。その場合には障害者控除の欄に配偶者の氏名・生年月日等を記載するとともに、同一生計配偶者の欄にチェックをしてください。  
 ※一方の配偶者が配偶者特別控除を受けた場合、他方の配偶者は同じ控除を受けることができません。

㉓扶養控除  
 あなたと生計を一にする扶養親族の合計所得金額が48万円以下の場合には控除が受けられます。氏名生年月日等に加え、同居・別居の区別も漏れなく記載してください。なお、16歳未満の扶養親族（平成18年1月2日生以降）については、下段にあります16歳未満の扶養親族欄に記載してください。

㉔雑損控除  
 災害、盗難又は横領などにより、住宅や家財等に損害を受けたときや災害関連支出があるときは、雑損控除の対象となりますので、関連する資料の写しを添付してください。

㉕医療費控除  
 令和3年中にあなたやあなたと生計を一にする親族の医療費を支払った場合、医療費を支払った金額と、高額療養費等で補填された金額を記載した医療費控除の明細書（同封の黄色いチラシの裏面をご利用ください。）を添付してください。※医療費の明細書又はその領収書の提示・添付は不要です。

〔セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）〕※この控除を受ける方は、通常の医療費控除を受けることができません。  
 健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組（予防接種や健康診断など）を行い、あなたやあなたと生計を一にする親族のスイッチOTC医薬品の購入費が12,000円を超える場合には、この特例が受けられます。この特例を受ける場合、□にチェックしセルフメディケーション税制の明細書（市ホームページから印刷可）を添付してください。

㉖㉗㉘及び16歳未満の扶養親族欄の注意点  
 同一人を複数の方が扶養親族等とすることはできません。別居の方を扶養親族等とする場合は、併せて裏面㉖も記載してください。国外に扶養親族等がある場合は、その方ごとに親族関係書類（親族であることを証明するもの）及び送金関係書類（外国送金依頼書の控え又はクレジットカードの利用明細書）の添付（外国語で作成されている場合は、翻訳文も含む）が必要です。複数人分をまとめて送金している場合は、送金関係書類に記載のある扶養親族以外の扶養控除は認められません。

### ④ 所得から差し引かれる金額

この欄は市で使用する欄ですので記載不要です。

# 令和4年度分 市民税・県民税申告書の書き方

申告書は太線の中のみ黒色系ボールペンで記載してください。  
 申告書の裏面については、申告書と一体となっている受付票の裏面に書き方があります。



## 令和4年度分 市民税・県民税申告書

受付印   蕨市長様 提出年月日 年 月 日 4 2 20	令和4年1月1日現在の住所	中央5丁目14番15号		業種又は職業										
	現住所	同上		世帯主の氏名	本人									
	フリガナ	ワラビ タロウ		続柄	本人									
	氏名	蕨 太郎		生年月日	大 昭 平 令 30・10・1									
個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	電話番号	048-433-7707
代理申告											続柄	<input type="checkbox"/> 番号確認 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 身元確認 <input type="checkbox"/> 使用者		

### ③ 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬～⑭ 社会保険料控除・小規模企業共済等掛金控除	源泉徴収票に記載されていない保険料の合計額	国民健康保険	260,000円	国民年金	50,000円	後期高齢者医療保険		国民年金・任意継続その他	265,000円	源泉徴収票に記載された保険料の合計額	5,000円	厚生生命保険料の計		旧生命保険料の計	96,000円	120,000円	新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計		介護医療保険料の計	48,000円		地震保険料の計	12,000円	旧長期租業保険料の計	
	⑰～⑱ 寡婦控除・ひとり親控除・勤労学生控除	寡婦控除 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚	ひとり親控除 <input type="checkbox"/> 未帰還	⑱ひとり親控除 (学校名)	フリガナ	ワラビ ハジメ	障害の程度	B	級度																		
	⑲ 勤労学生控除	フリガナ	ワラビ ハナ	生年月日	大 昭 平 令 3 6 30	同居・別居の区分	同居	続柄	子																		
	⑳ 障害者控除	フリガナ	ワラビ ハナ	生年月日	大 昭 平 令 3 6 30	同居・別居の区分	別居	続柄	子																		

### ※太線の中のみ記載して下さい(網掛けの欄は記載不要です)

① 収入金額等	事業等	ア	
	農業	イ	
	不動産	ウ	1,152,000
	利子	エ	
	配当	オ	
	給与	カ	1,200,000
	雑業務	ク	
	その他	ケ	
	短期	コ	
	長期	サ	
一時	シ		
② 所得金額	事業等	①	
	農業	②	
	不動産	③	910,000
	利子	④	
	配当	⑤	
	給与	⑥	
	公的年金等	⑦	
	雑業務	⑧	
	その他	⑨	
	総合譲渡・一時	⑩	
合計	⑪		
④ 所得から差し引かれる金額	社会保険料	⑬	
	小規模企業共済等掛金	⑭	
	生命保険料	⑮	
	地震保険料	⑯	
	寡ひとり親勤労学生・障害者	⑰～⑲	
	配偶者(特別)控除	㉑～㉒	
	扶養	㉓	
	基礎	㉔	
	⑳から㉗までの計	㉕	
	雑損	㉖	
医療費	㉗		
合計	㉘		

⑤ 給与・公的年金等に係る所得以外（令和4年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の市民税・県民税の納税方法

<input type="checkbox"/> 給与から差引き(特別徴収)	不要制度
<input type="checkbox"/> 自分で納付(普通徴収)	証解除

(受付) (入力) (確認)

### ●公的年金等の雑所得の計算表

年齢	公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得金額		
		公的年金等に係る雑所得金額以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満の方 (昭和32年1月2日以後に生まれた方)	1,299,999円以下	- 600,000円	- 500,000円	- 400,000円
	1,300,000円 ~ 4,099,999円	×0.75 - 275,000円	×0.75 - 175,000円	×0.75 - 75,000円
	4,100,000円 ~ 7,699,999円	×0.85 - 685,000円	×0.85 - 585,000円	×0.85 - 485,000円
	7,700,000円 ~ 9,999,999円	×0.95 - 1,455,000円	×0.95 - 1,355,000円	×0.95 - 1,255,000円
	10,000,000円以上	- 1,955,000円	- 1,855,000円	- 1,755,000円
65歳以上の方 (昭和32年1月1日以前に生まれた方)	3,299,999円以下	- 1,100,000円	- 1,000,000円	- 900,000円
	3,300,000円 ~ 4,099,999円	×0.75 - 275,000円	×0.75 - 175,000円	×0.75 - 75,000円
	4,100,000円 ~ 7,699,999円	×0.85 - 685,000円	×0.85 - 585,000円	×0.85 - 485,000円
	7,700,000円 ~ 9,999,999円	×0.95 - 1,455,000円	×0.95 - 1,355,000円	×0.95 - 1,255,000円
	10,000,000円以上	- 1,955,000円	- 1,855,000円	- 1,755,000円

### ① 収入金額等、② 所得金額

ア. ① 営業等	販売業・製造業・卸売業・飲食業・サービス業などの営業から生じる所得。※申告書の裏面㉗に必要事項を記載し、収支内訳書を添付してください。
イ. ② 農業	農産物の生産、果樹などの栽培、家畜類の飼育などから生じる所得。※申告書の裏面㉗に必要事項を記載し、収支内訳書を添付してください。
ウ. ③ 不動産	家賃・貸間代・地代・権利金・更新料・名義書換料などの所得。※申告書の裏面㉗に必要事項を記載し、収支内訳書を添付してください。
エ. ④ 利子	日本国外の銀行等に預けた預金の利子等で、源泉分離課税の対象とならない利子。
オ. ⑤ 配当	株式配当・剰余金の分配（出資に係るものに限る）などの所得。※申告書の裏面㉘に必要事項を記載してください。
カ 給与	給与・賃金及び賞与などの収入の1年間の合計額を「カ」の欄に記載してください。 ※1. 所得金額を証明する書類の写し添付にご協力ください。 ※2. 勤務先の廃業等で所得金額を証明する書類の再発行ができない方は、申告書裏面の『⑥.給与所得の内訳』欄に記載してください。
キ.ク.ケ. ⑧. ⑨ 雑	○公的年金…国民年金、厚生年金、恩給、確定給付企業年金、確定拠出企業年金、一定の外国年金などの所得。（遺族年金・障害年金は除きます。）公的年金等の収入金額「キ」に金額を記載してください。 ○業務…原稿料、講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引若しくは食料品の配達などの副収入による所得。裏面の㉙に必要事項を記載してください。 ○その他…生命保険の年金（個人年金保険）、互助年金などの上記以外のものによる所得。裏面の㉙に必要事項を記載してください。
コ.サ 総合譲渡	車両、機械、ゴルフ会員権、特許権、著作権など、土地や建物以外の資産の譲渡による所得。資産の所有期間（5年以下か、5年を超えるか）により短期・長期に分かれています。※申告書裏面㉚に必要事項を記載してください。
シ. 一時	懸賞当せん金、競輪、競馬などの払戻金、生命保険の一時金、損害保険の満期戻戻金などの一時的な所得。申告書裏面㉚に必要事項を記載してください。
㉚合計	この欄は市で使用する欄ですので記載不要です。

### ⑤ 徴収方法

市民税・県民税が給与から差し引かれる方で、給与・公的年金等に係る所得以外（令和4年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の所得がある場合、それに対する市民税・県民税の徴収方法が選択できます。希望の方法をチェックしてください。

### ●特定配当所得・特定株式等譲渡所得の申告及び課税方式について

所得税と異なる課税方式を選択し、すべてを申告不要とする場合は、確定申告書の第二表の住民税に関する事項のうち、申告書Aでは「特定配当等の全部の申告不要」、申告書Bでは「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」の項目に○印を入れることになりました（別途市民税の申告は不要です）。  
 なお、一部を申告不要とする場合は、市民税・県民税の申告書と、「市民税・県民税特定配当等・特定株式等譲渡所得金額課税方式選択申告書（市ホームページから印刷可）」の提出及び年間取引報告書等の関連資料の提示をお願いします。

### ●給与と所得の計算表

給与の収入金額	給与の所得金額
550,999円以下	0円
551,000円 ~ 1,618,999円	- 550,000円
1,619,000円 ~ 1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円 ~ 1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円 ~ 1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円 ~ 1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円 ~ 1,799,999円	年取÷4 (千円未満切捨て) 左の金額×2.4 + 100,000円
1,800,000円 ~ 3,599,999円	左の金額×2.8 - 80,000円
3,600,000円 ~ 6,599,999円	左の金額×3.2 - 440,000円
6,600,000円 ~ 8,499,999円	×0.9 - 1,100,000円
8,500,000円以上	- 1,950,000円